

一定金額未満の預金口座解約手続きにおける 「印鑑レス」の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、預金残高1万円未満の口座解約手続きについて、お届印の押印を不要とする印鑑レスの取扱を開始するとともに、関係する預金規定の改定を行いますので、併せてお知らせいたします。

従来、口座の解約手続きは、所定の払戻請求書への届出印の押印を必要としてきましたが、ご本人さまが来店し、下記の内容を満たす場合は、お届印の押印を不要とさせていただきます。

記

1. 取扱開始日

2022年4月1日（金）

2. 対象となるお客さま

個人のお客様、個人事業主のお客様

3. 対象となる口座

①残高1万円未満の普通預金（無利息型、総合口座を含む）、貯蓄預金

②総合口座の場合は、定期預金の利用がないこと

※お取引の内容により一部対象とならない場合がございます。

4. お取扱いに必要な事項

- ・ご本人様の来店
- ・通帳およびキャッシュカード（発行されている場合）の持参
- ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示

5. 改定する預金規定（改定日：2022年4月1日）

「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」

※改定後の規定は、当金庫ホームページの「預金規定集」をご覧ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以 上